



国民健康保険税の税率等見直しについて

国民健康保険の財政運営が「市町村」から「都道府県」へ移行して4年目を迎え、北海道国民健康保険運営方針の見直しがされました。これにより、今年度北海道から示された「標準税率」を参考に、本町における独自の軽減対策を講じたうえで、国民健康保険税の税率を見直しました。

将来にわたり制度を安定的に維持し、皆さんが安心して医療を受けるために必要な改正となりますので、ご理解をお願いします。

◆ 税率

＜昨年度と今年度の比較＞

区 分		令和2年度	令和3年度
医療分	所得割	7.8%	7.8%
	均等割	26,200円	25,000円
	平等割	18,000円	20,000円
後期高齢 支援分	所得割	2.6%	2.6%
	均等割	9,000円	8,000円
	平等割	6,200円	7,400円
介護分 (40歳以上 65歳未満)	所得割	1.9%	1.9%
	均等割	8,700円	7,800円
	平等割	4,400円	5,600円

◆ 課税限度額

今年度については、変更ありません。

医療分	+	後期高齢 支援分	+	介護分	=	限度額
63万円		19万円		17万円		99万円

◆ 軽減判定所得基準

税制改正により、給与所得控除と公的年金等控除が10万円引き下げられ、基礎控除額が10万円引き上げられたことに伴い、国保税の軽減判定所得の算定時における基礎控除額を10万円引き上げ、現行の33万円から43万円とし、給与所得控除や公的年金所得控除が適用される複数の被保険者が属している世帯について、軽減判定で不利益に繋がらないように算定方法を見直しました。

- ・ 7割軽減
⇒ 43万円(基礎控除) + (給与所得者等の数-1) × 10万円
 - ・ 5割軽減
⇒ 43万円(基礎控除) + (給与所得者等の数-1) × 10万円 + 28.5万円 × (被保険者数)
 - ・ 2割軽減
⇒ 43万円(基礎控除) + (給与所得者等の数-1) × 10万円 + 52万円 × (被保険者数)
- ※基礎控除：33万円から43万円

◆ お問い合わせ先

町民課医療係 電話 0136-62-2523

しりべし弁護士 相談センターのご利用を

札幌弁護士会では、法律相談や事件解決の依頼を行いやすくするため、相談センターを開設しています。お気軽にご相談ください。

◆日程	6月 9日(水) 16日(水) 22日(火) 30日(水) 7月 7日(水)
◆会場	岩内町高台84-3 しりべし弁護士相談センター

※相談は、事前予約が必要です。

予約受付時間

平日 午前10時から午後4時まで

電話 0135-62-8373

古紙回収のお知らせ

今月の古紙回収を下記の日程で実施します。古紙は当日の午前8時30分までに玄関前に出してください。集められた新聞や雑誌は再生紙としてリサイクルされますので、新聞や雑誌は種類ごとに分け、きれいに束ねてから出してください。

回 収 地 域	回 収 日
六条町～政治町の国道から山側	8日(火)
六条町～政治町の国道から海側	15日(火)
磯谷町～樽岸町	22日(火)

◆ お問い合わせ先

町民課衛生係 電話 0136-62-2523

がん検診費用助成のお知らせ

町では、町民皆さんの健康のため、寿都診療所で行うがん検診費用の一部を助成します。11月実施予定のいきいき健診に都合が悪く受けられないという方はぜひご利用ください。

※新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴い中止した5月のいきいき健診の代替日程は、確保できませんでした。そのため、今年度のいきいき健診は11月に実施予定の3日間のみとなりますのでご了承ください。

●胃がん検診（内視鏡検査）

◆ 助成対象者

町内に住所がある50歳以上の方

※次の方はご利用できません

- ・入院中の方
- ・令和3年度中に胃がん検診（バリウム検査を含む）を受診済みの方
- ・胃疾患で治療中の方
- ・胃全摘術後の方
- ・咽頭、鼻腔などに疾患があり、検査が不可能と医師が判断した方

◆ 検査料金（自己負担額）

70歳以上及び生活保護受給の方	50歳以上70歳未満の方
無料	1,220円



◆ 申込先（お問い合わせ先）

町民課健康づくり係 電話 0136-62-2513

●肺がん検診

◆ 検査料金（自己負担額）

	70歳以上及び生活保護受給の方	40歳以上の方	40歳未満の方
単独	無料	360円	2,050円
特定健診併用		330円	

●大腸がん検診

◆ 検査料金（自己負担額）

	70歳以上及び生活保護受給の方	40歳以上の方	40歳未満の方
単独	無料	270円	1,540円
特定健診併用		240円	

◆ 申込先（お問い合わせ先）

寿都診療所 電話 0136-62-2411

税務職員募集のお知らせ

◆ 受験資格

- (1) 令和3年4月1日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者。
- (2) 令和4年3月までに、高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者。

◆ 受付期間

6月21日(月)～6月30日(水)

◆ 試験期日

9月5日(日)

◆ 申込方法

国家公務員採用試験インターネット申し込みページ (<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>) からお申し込みください。

◆ お問い合わせ先

札幌国税局人事第2課採用担当
電話 011-231-5011
倶知安税務署総務課
電話 0136-25-1009

移動献血車「ひまわり号」 巡回のお知らせ

6月22日(火)に移動献血車「ひまわり号」が各地区を巡回します。実施場所と時間は下記のとおりです。

採取した血液は、輸血や血液製剤の原料として使用されます。身近なボランティアである献血にご協力をお願いします。

移動献血車は安心して献血していただけるよう徹底した感染対策を行っています。献血にお越しの際は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、マスクの着用をお願いします。

実施場所	時間
歌棄慈光園前	午前 8時50分～9時40分
役場前	午前10時20分～正午
寿都警察署前	午後 1時30分～3時00分
寿都高校前	午後 3時30分～4時10分

6月は環境月間です

テレビなどを消して 読書・読み聞かせに 取り組みましょう！

北海道・青森県・岩手県・秋田県では6月を環境のことを学び考える「環境月間」としています。

テレビやゲーム・パソコンを消して読書や読み聞かせに取り組むことで、電気使用量を低減し、地球温暖化の主な要因となっている二酸化炭素の排出量を削減することができます。

- 家庭では・・・
テレビやゲームを消して家族で読書。
小さな子どもには絵本の読み聞かせを。
- 学校では・・・
図書室での環境関連図書の展示や、
児童・生徒、保護者に読書などの取り組みの働きかけを。



6月は「外国人労働者問題啓発月間」です ～厚生労働省からのお知らせ～

国内で就労している外国人は多数いますが、その就労状況をみると、社会保険などの未加入や適正な労働条件が確保されていないなどの問題が見受けられます。

このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れるときはルールを守って適正に雇用しましょう。

- ①雇い入れる前に、就労が認められるか在留資格を確認してください。
- ②外国人の雇入れと離職は、必ずハローワークへ届け出てください。
- ③社会保険などの加入をはじめ、適正な雇用管理を行ってください。

◆ お問い合わせ先

岩内公共職業安定所(ハローワーク)
電話 0135-62-1262
小樽労働基準監督署倶知安支署
電話 0136-22-0206

◆ お問い合わせ先

北海道環境生活部環境局環境政策課
電話 011-231-4111

人権擁護について

～人権擁護委員会からお知らせ～

<人権とは・・・>

「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものです。

<人権擁護委員の役割 >

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の方々です。

この制度は、日ごろ地域に根差した活動を行っている民間の方々が、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考え方から設けられたものです。

人権擁護委員の職務は、人権擁護法で規定されていますが、自由人権思想の宣言を行うこと、人権侵犯事件について、その救済のための適切な処置を講ずることなど人権の擁護に努めることとされています。

町内では、4名の人権擁護委員がおり、法務局の人権相談所や自宅などで皆さんからのご相談をお受けしています。

こんなときは人権擁護委員へ

- ・障がいのある人に対する不当な扱い
- ・高齢者への虐待
- ・学校での「いじめ」
- ・女性、外国人に対する差別
- ・インターネットへの悪意のある書き込み

「いじめ」「暴力」はもちろんのこと、新型コロナウイルス感染症が拡大している中で、感染された方やそのご家族、医療・介護従事者などの皆さんが偏見や差別を受ける事例が発生しています。日常生活の中で人権に関わる問題がありましたら、人権擁護委員へご相談ください。

【人権擁護委員】

金子 雄一さん (新栄町)
槌谷 和幸さん (磯谷町鮫取潤)
神 貢一さん (新栄町)
森林 敦子さん (樽岸町樽岸)

海上保安大学校・海上保安学校学生募集

◆ 受験資格

<海上保安大学校>

- (1) 令和3年4月1日で、高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者。
- (2) 令和4年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者。
- (3) 高等専門学校の第3学年の課程を修了した者で次に掲げる者。
 - ①令和3年4月1日で該当課程を修了した日の翌日から起算して2年を経過していない者。
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者。

<海上保安学校>

- (1) 令和3年4月1日で、高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して12年を経過していない者。
- (2) 令和4年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者。
- (3) 高等専門学校の第3学年の課程を修了した者で次に掲げる者。
 - ①令和3年4月1日で該当課程を修了した日の翌日から起算して12年を経過していない者。
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者。

◆ 試験日程

		海上保安大学校	海上保安学校
申込用紙等配付開始日予定		6月16日(水)	
受付期間	インターネット	8月26日(木) ～9月6日(月)	7月20日(火) ～29日(木)
	郵送・持参	8月26日(木) 27日(金)	7月20日(火) 21日(水)
一次試験		10月30日(土) 31日(日)	9月26日(日)

詳しくは、海上保安庁ホームページ (<https://www.kaiho.mlit.go.jp/recruitment>) 又は、QRコード読み取り機能のある携帯電話をお持ちの方はQRコードを読み込みアクセスしてください。



◆ お問い合わせ先

小樽海上保安部管理課
電話 0134-27-6118